

水道局企業管理規程番号	水道局企業管理規程名	公布年月日
水道局企業管理規程第 1 号	さいたま市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程	令和 2 年 3 月 2 7 日
水道局企業管理規程第 2 号	さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程	令和 2 年 3 月 2 7 日
水道局企業管理規程第 3 号	さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程	令和 2 年 3 月 2 7 日
水道局企業管理規程第 4 号	さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程	令和 2 年 3 月 2 7 日
水道局企業管理規程第 5 号	さいたま市水道局契約事務規程の一部を改正する規程	令和 2 年 4 月 1 日
水道局企業管理規程第 6 号	さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程	令和 2 年 4 月 1 日
水道局企業管理規程第 7 号	さいたま市水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程	令和 2 年 4 月 1 日
水道局企業管理規程第 8 号	さいたま市水道局特定非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程	令和 2 年 4 月 1 日
水道局企業管理規程第 9 号	さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	令和 2 年 4 月 1 日
水道局企業管理規程第 1 0 号	さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程	令和 2 年 4 月 1 日

# さいたま市水道局企業管理規程第1号

## さいたま市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局事務分掌規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(分掌事務) 第3条 局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 業務部 水道総務課 (1)～(17) [略] (18) <u>会計年度任用職員の任用</u> に関する事 (19)～(30) [略] [略] 営業課 (1)～(4) [略] (5) <u>水道料金システム</u> の運用等に関する事  (6)～(9) [略] [略]	(分掌事務) 第3条 局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 業務部 水道総務課 (1)～(17) [略] (18) <u>臨時職員の雇用</u> に関する事 (19)～(30) [略] [略] 営業課 (1)～(4) [略] (5) <u>営業オンラインシステム</u> の運用等に関する事 と。 (6)～(9) [略] [略]

### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第2号

さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局事務専決規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係） 共通専決事項				別表第1（第3条関係） 共通専決事項			
1～5 [略]				1～5 [略]			
6 工事の執行				6 工事の執行			
専決事項	課長	部長	局長	専決事項	課長	部長	局長
1 <u>工事の依頼及び承諾</u> に関すること。		○		1 <u>工事依頼書の決定及び受理</u> に関すること。		○	
2 <u>設計図書の承認</u> に関すること。		○		2 <u>設計施工の承認</u> に関すること。		○	
3 <u>設計変更の決定</u> に関すること。 (1) 重要なもの (2) 軽微なもの	○	○					
4 <u>工期延期の決定</u> に関すること。		○					
5 <u>工事完成の通知及び工事検査の報告</u> に関すること。		○		3 <u>工事完成通知書及び工事結果の報告の受理</u> に関すること。		○	
				4 諸届等に関する こと。 (1) 承認 (2) 受理	○	○	
				5 着手の延期、中止及びこれらの解除の決定に関する こと。	支出負担行為の決定に 同じ。		
				6 工期の延長をす ること。	支出負担行為の決定に 同じ。		
				7 設計変更の決定 をすること。	支出負担行為の決定に 同じ。		

6	[略]			
7	[略]			
8	[略]			
9	[略]			
10	その他諸届に 関すること。	○		

別表第2（第3条関係）

個別専決事項

業務部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長
水道総務課	1～9 [略] 10 会計年度任用職員を任免すること。 11～22 [略]		○	
[略]				

[略]

8	[略]			
9	[略]			
10	[略]			
11	[略]			

別表第2（第3条関係）

個別専決事項

業務部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長
水道総務課	1～9 [略] 10 臨時職員を 任免すること。 11～22 [略]		○	
[略]				

[略]

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市水道局企業管理規程第3号

### さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局会計規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(収納金の取扱い) 第28条 [略] 2～4 [略] 5 企業出納員は、自ら収納した現金又は第1項の規定により引継ぎを受けた現金を、翌日までに <u>出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、管理者の承認を得て、翌々日に預け入れることができる。</u> 6 [略] 7 第1項及び第5項に規定する翌日 <u>並びに同項ただし書に規定する翌々日</u> が、市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日以外の日とする。	(収納金の取扱い) 第28条 [略] 2～4 [略] 5 企業出納員は、自ら収納した現金又は第1項の規定により引継ぎを受けた現金を、翌日までに <u>預入金通知書により出納取扱金融機関に預け入れなければならない。</u> 6 [略] 7 第1項及び第5項に規定する翌日が、市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日以外の日とする。

### 附 則

この規程は、令和2年3月31日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第4号

さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局会計規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(会計伝票の整理)</p> <p>第16条 水道財務課長は、<u>会計伝票を次の各号に掲げる伝票の区分に応じ、当該各号に定める日ごとに毎日集計整理しなければならない。</u></p> <p>(1) 収入伝票及び支出伝票 現金出納日</p> <p>(2) 振替伝票 振替事由の発生した日</p> <p style="text-align: center;">(資金前渡の範囲)</p> <p>第39条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金を前渡することができる経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p>	<p style="text-align: center;">(会計伝票の整理)</p> <p>第16条 水道財務課長は、<u>毎日会計伝票を集計整理し、次の各号に掲げる伝票の区分に応じ、当該各号に定める日付記帳印を押さなければならない。</u></p> <p>(1) 収入及び支出伝票 現金出納日</p> <p>(2) 振替伝票 振替事由の発生した日。<u>ただし、これにより難い場合には、伝票を受理した日とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(資金前渡の範囲)</p> <p>第39条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金を前渡することができる経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 賃金</u></p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p> <p><u>(20)</u> [略]</p>

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第5号

さいたま市水道局契約事務規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(契約書の作成)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 契約不適合責任</u></p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p style="text-align: center;">(履行遅滞の場合における損害金)</p> <p>第13条 管理者は、契約の相手方（前条の規定により履行期限の延長を認められた者を除く。）が、契約の履行を遅延したときは、契約金額から請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を損害金として徴収する。ただし、契約の相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(催告による契約の解除)</p> <p>第16条 管理者は、<u>契約の相手方がその契約を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における契約の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(契約書の作成)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) かし担保責任</u></p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p style="text-align: center;">(履行遅延の場合における損害金)</p> <p>第13条 管理者は、契約の相手方（前条の規定により履行期限の延長を認められた者を除く。）が、<u>正当な理由がないのに契約の履行を遅延したときは、契約金額から請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額を損害金として徴収する。</u></p> <p style="text-align: center;">(契約の解除)</p> <p>第16条 管理者は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>契約の相手方が正当な理由なく契約の履行期限を過ぎても履行に着手しないとき。</u></p>



2 [略]

(催告によらない契約の解除)

第16条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは前条第1項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 契約の相手方がその契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の一部の履行が不能である場合又は契約の相手方がその契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約の相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 契約の締結に関し不正な行為があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方がその契約の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合には、前条第2項の規定を準用する。

(契約解除の場合の権利の所属等)

第17条 前2条の規定により契約を解除した場合において、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分で地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項に規定する検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議の上これを市の所有とし、これに相当する代価を支払うものとする。

2 [略]

(随意契約における手続の特例)

第34条の2 管理者は、公企令第21条の14第1項第3号又は第4号による随意契約により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(2) 契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき

(3) 契約の相手方から契約解除の申し出があり、その事由を正当と認めたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約の締結又は履行に関し不正な行為があったとき。

2 [略]

(契約解除の場合の権利の所属等)

第17条 前条の規定により契約を解除した場合において、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分で地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項に規定する検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議の上これを市の所有とし、これに相当する代価を支払うものとする。

2 [略]

(随意契約における手続の特例)

第34条の2 管理者は、公企令第21条の14第1項第3号又は第4号による随意契約により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

<p>(1) <u>発注の見通し</u>  (2)・(3) [略]  2 [略]</p> <p>(監督)  第42条の2 法第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員は、<u>工事、製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行うものとする。</u></p> <p><u>2</u> 管理者は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により水道局の職員によって監督を行うことが困難であると認める場合においては、<u>前項の監督を水道局の職員以外の者に委託して行わせることができる。</u></p>	<p>(1) <u>契約の見通し</u>  (2)・(3) [略]  2 [略]</p> <p>(監督)  第42条の2 法第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員（以下「<u>監督職員</u>」という。）は、必要があるときは、<u>工事、製造その他についての請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査し、承認しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事又は製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>監督職員は、監督に当たって、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督により特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。</u></p> <p><u>4</u> 管理者は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により水道局の職員によって監督を行うことが困難であると認める場合においては、<u>第1項の監督を水道局職員以外の者に委託して行わせることができる。</u></p> <p><u>5</u> <u>前項の規定により水道局の職員以外の者に委託する場合は、委託する理由、委託する者の氏名及び経歴その他必要と認められる事項を明らかにし、当該監督の際には、管理者の指定する職員を立ち合わせるものとする。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後のさいたま市水道局契約事務規程第2条、第13条、第16条、第16条の2、第17条及び第42条の2の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

さいたま市水道局企業管理規程第6号

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員就業規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p><u>第8章 補則(第31条・第32条)</u></p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条の規定に基づき水道事業管理者(以下「管理者」という。)が、水道局企業職員として任命した者をいう。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第8項各号に掲げる事由が生じた旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>11・12 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が定める関係にある者をいう。以下同じ。)</u>、父母及び子の祭日の場合 それぞれ1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条の規定に基づき水道事業管理者(以下「管理者」という。)が、水道局企業職員として任命した者<u>(管理者が別に定める者を除く。)</u>をいう。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第8項各号に掲げる事由が生じた旨を<u>任命権者</u>に届け出なければならない。</p> <p>11・12 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>配偶者、父母及び子の祭日の場合</u> それぞれ1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合は、別に定める日数を<u>加算</u>することができる。</p>

場合は、別に定める日数を加算した期間

(11)・(12) [略]

(13) 結婚の場合（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。）又は職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が定める関係を有することとなる場合 8日の範囲内において必要と認める期間

(14) 職員が配偶者等の出産に伴い勤務をしないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(15) 職員の配偶者等が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(16)～(20) [略]

(21) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内でその都度必要と認める期間

(22)・(23) [略]

3・4 [略]

（介護休暇）

第19条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者等の祖父母、配偶者等の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者等の子又は孫で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以

(11)・(12) [略]

(13) 結婚の場合 8日の範囲内において必要と認める期間

(14) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務をしないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(15) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(16)～(20) [略]

(21) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内でその都度必要と認める期間

(22)・(23) [略]

3・4 [略]

（介護休暇）

第19条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の祖父母、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子又は孫で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態

下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2～10 [略]

(災害補償)

第29条 職員の公務災害補償については、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

第30条 [略]

### 第8章 補則

(会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等)

第31条 第4条から第26条の2までの規定にかかわらず、職員で会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)であるものの勤務時間、休日、休暇等については、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

2 管理者は、年次有給休暇が10日以上与えられた職員で会計年度任用職員であるものに対し、当該年次有給休暇を与えた日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。ただし、当該職員が請求により年次有給休暇を取得した場合(請求した時季に年次有給休暇を取得することが、公務の正常な運営を妨げるとして、管理者が他の時期に年次有給休暇を与え、これを取得した場合を含む。)には、当該取得した年次有給休暇の日数分を5日から控除するものとする。

(会計年度任用職員の旅費)

第32条 第28条の規定にかかわらず、職員で会計年度任用職員であるものの旅費の支給については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年さいたま市条例第18号)の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

別表第3(第18条関係)

死亡した者	日数
-------	----

ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2～10 [略]

(災害補償)

第29条 職員の公務災害補償については、地方公務員災害補償法の定めるところによる。

第30条 [略]

別表第3(第18条関係)

死亡した者	日数
-------	----

配偶者等	[略]	配偶者	[略]
[略]		[略]	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第7号

さいたま市水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員服務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事務引継)</p> <p>第16条 [略]</p> <p><u>2 課長以上の職にある者は、組織の改廃等により担当事務を移管する場合は、事務引継書を作成し、当該担当事務の移管を受ける者に関係書類とともに引き継がなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項に定める職員以外の職員にあつては、口頭で後任者（後任者のいないときは所属長の指定する職員）又は担当事務の移管を受ける者に関係書類とともに引き継ぐことができる。</u></p> <p><u>(会計年度任用職員についての適用除外等)</u></p> <p><u>第28条 第8条、第9条、第15条、第22条及び前条の規定は、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には適用しない。</u></p> <p><u>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第10条第2項第3号及び第21条の規定の適用については、第10条第2項第3号中「職員」とあるのは「職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」と、第21条中「職員」とあるのは「職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。）」とする。</u></p> <p><u>3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に対する第24条の規定の適用については、同条第1項中「週休日、休日」とあるのは「週休日」と、同条第2項中「時間外・休日・夜間勤務命令書」とあるのは「時間外勤務命令書」とする。</u></p> <p>第29条 [略]</p>	<p>(事務引継)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項に定める職員以外の職員にあつては、口頭で後任者（後任者のいないときは所属長の指定する職員）に関係書類とともに事務を引き継ぐことができる。</p> <p>第28条 [略]</p>

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。



さいたま市水道局企業管理規程第 8 号

さいたま市水道局特定非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局特定非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程(平成 22 年さいたま市水道局企業管理規程第 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
さいたま市水道局特定非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程	さいたま市水道局特定非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この規程は、 <u>特定非常勤職員</u> の公務上の災害又は通勤による災害に対する休業補償及び援護金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この規程は、 <u>特定非常勤職員等</u> の公務上の災害又は通勤による災害に対する休業補償及び援護金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第 2 条 この規程において「 <u>特定非常勤職員</u> 」とは、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が任命する非常勤の職員のうち、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「法」という。)の適用を受けるものをいう。	第 2 条 この規程において「 <u>特定非常勤職員等</u> 」とは、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が任命する非常勤の職員 <u>及び臨時</u> の職員のうち、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「法」という。)の適用を受けるものをいう。
2～6 [略]	2～6 [略]
(休業補償)	(休業補償)
第 4 条 管理者は、 <u>特定非常勤職員</u> が公務上の災害又は通勤による災害により、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない日の第 3 日目までに限り、1 日につき休業給付基礎日額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。ただし、当該療養のため、所定の勤務時間のうちその一部分についてのみ勤務する日に係る休業補償の額は、休業給付基礎日額から当該勤務に対して支払われる給与の額を控除して得た額の 100 分の 60 に相当する金額とする。	第 4 条 管理者は、 <u>特定非常勤職員等</u> が公務上の災害又は通勤による災害により、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない日の第 3 日目までに限り、1 日につき休業給付基礎日額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。ただし、当該療養のため、所定の勤務時間のうちその一部分についてのみ勤務する日に係る休業補償の額は、休業給付基礎日額から当該勤務に対して支払われる給与の額を控除して得た額の 100 分の 60 に相当する金額とする。
2 前項の規定にかかわらず、当該 <u>特定非常勤職員</u>	2 前項の規定にかかわらず、当該 <u>特定非常勤職員</u>

が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘置、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。

(1)・(2) [略]

(休業補償の請求)

第5条 休業補償を受けようとする特定非常勤職員は、休業補償請求書（休業補償援護金申請書）（様式第1号）に、管理者が必要と認める書類を添付して、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときの所属の長を経由して管理者に提出しなければならない。

(休業補償の支給の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による休業補償請求書を受理した場合は、これを審査し、休業補償の可否を決定し、速やかに当該特定非常勤職員に書面で通知をしなければならない。

(援護金)

第7条 管理者は、特定非常勤職員及びその遺族の援護を図るために、これらの者の申請に基づき、援護金の支給を行うことができる。

2 [略]

(休業援護金)

第8条 管理者は、第4条第1項の規定により休業補償を受ける特定非常勤職員に対し、休業援護金として、休業補償が支給される日に限り、1日につき休業給付基礎日額の100分の20に相当する金額を支給する。ただし、同条第1項ただし書の規定の適用を受ける職員に係る休業援護金の額は、休業給付基礎日額から当該勤務に対して支払われる給付の額を控除して得た額の100分の20に相当する金額とする。

(援護金の申請等)

第11条 援護金の支給を受けようとする特定非常勤職員は、次の各号に掲げる援護金の区分に応じ当該各号に定める書面に、管理者が必要と認める書類を添付して、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときの所属の長を経由して管理者に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘置、留置、又は収容の期間については、休業補償は行わない。

(1)・(2) [略]

(休業補償の請求)

第5条 休業補償を受けようとする特定非常勤職員等は、休業補償請求書（休業補償援護金申請書）（様式第1号）に、管理者が必要と認める書類を添付して、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときの所属の長を経由して管理者に提出しなければならない。

(休業補償の支給の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による休業補償請求書を受理した場合は、これを審査し、休業補償の可否を決定し、速やかに当該特定非常勤職員等に書面で通知をしなければならない。

(援護金)

第7条 管理者は、特定非常勤職員等及びその遺族の援護を図るために、これらの者の申請に基づき、援護金の支給を行うことができる。

2 [略]

(休業援護金)

第8条 管理者は、第4条第1項の規定により休業補償を受ける特定非常勤職員等に対し、休業援護金として、休業補償が支給される日に限り、1日につき休業給付基礎日額の100分の20に相当する金額を支給する。ただし、同条第1項ただし書の規定の適用を受ける職員に係る休業援護金の額は、休業給付基礎日額から当該勤務に対して支払われる給付の額を控除して得た額の100分の20に相当する金額とする。

(援護金の申請等)

第11条 援護金の支給を受けようとする特定非常勤職員等は、次の各号に掲げる援護金の区分に応じ当該各号に定める書面に、管理者が必要と認める書類を添付して、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときの所属の長を経由して管理者に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第9号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第11条 給与条例第7条の管理者が定める額は、 月額<u>1万6,000円</u>とし、管理者が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 月額<u>2万7,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万6,000円</u>を控除した額</p> <p>(2) 月額<u>2万7,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万7,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>1万7,000円</u>を超えるときは、<u>1万7,000円</u>）を1万1,000円に加算した額</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第11条 給与条例第7条の管理者が定める額は、 月額<u>1万2,000円</u>とし、管理者が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 月額<u>2万3,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万2,000円</u>を控除した額</p> <p>(2) 月額<u>2万3,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万3,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>1万6,000円</u>を超えるときは、<u>1万6,000円</u>）を1万1,000円に加算した額</p>

3～8 [略]

3～8 [略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 令和2年3月31日においてこの規程による改正前のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正前の給与規程」という。）第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、同年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「経過措置対象者」という。）に対しては、同日から令和3年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）、この規程による改正後のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）第11条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で第4項で定める額。以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
  - (1) 改正後の給与規程第11条第1項を適用するとしたならば、さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号。以下「給与条例」という。）第7条に該当しないこととなる職員
  - (2) 旧手当額から改正後の給与規程第11条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項の規定にかかわらず、経過措置対象者のうち次に掲げる職員については、同項の規定による住居手当は支給しない。
  - (1) 令和2年3月31日において給与条例第7条に該当していた職員であって、改正前の給与規程第11条の規定を適用するとしたならば給与条例第7条に該当しないこととなる職員
  - (2) 旧手当額が2,000円以下となる職員

(3) 前2号に掲げる職員に準じる職員として水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める職員

（家賃の月額に変更があった場合の旧手当額）

4 第2項の規定による住居手当を受けている職員の支払う家賃が、経過措置期間内に変更となった場合における旧手当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の給与規程第11条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

(1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた第2項で定める住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合 旧家賃月額

(2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額  
（確認及び決定）

5 管理者は、令和2年3月31日に給与条例第7条の規定により支給されていた住居手当に係る事実（同月2日から同年4月1日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を当該住居手当に係る改正後の給与規程第11条第3項の規定による届出その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が第2項の職員たる要件を具備する場合は、同年4月1日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

6 第2項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が第2項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

（給与規程の準用）

7 改正後の給与規程第11条第3項から第5項、第7項及び第8項の規定は、第2項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、改正後の給与規程第11条第3項中「新たに給与条例第7条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「第2項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、

家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、改正後の給与規程第11条第4項中「給与条例第7条」とあるのは「第2項」と、「住居手当」とあるのは「同項の規定による住居手当」と、「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、改正後の給与規程第11条第7項中「住居手当を受けている職員」とあるのは「第2項の規定による住居手当を受けている職員」と、「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と、改正後の給与規程第11条第8項中「住居手当の支給を受けている職員」とあるのは「第2項の規定による住居手当の支給を受けている職員」と、「給与条例第7条」とあるのは「第2項」と、「住居手当の月額」とあるのは「第2項の規定による住居手当の月額」と読み替えるものとする。

(令和3年4月1日における届出の特例)

- 8 令和3年3月31日において第2項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に給与条例第7条に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る改正後の給与規程第11条第3項の規定により行われた届出（第7項において準用する改正後の給与規程第11条第3項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

(その他)

- 9 前各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

さいたま市水道局企業管理規程第10号

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程

さいたま市給水条例施行規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(料金等の減免)</p> <p>第22条 条例第40条第1項に規定する公益上その他特別の理由とは、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第28条により臨時に給水装置を他に使用させたとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めたとき。</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>(簡易専用水道以外の貯水槽水道の<u>管理</u>)</p> <p>第23条 条例第40条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の<u>管理は、次の各号に掲げる基準に従い行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。</u></p> <p>(2) <u>水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚</u></p>	<p>(料金等の減免)</p> <p>第22条 条例第40条第1項に規定する公益上その他特別の理由とは、<u>条例第28条により臨時に給水装置を他に使用させたときをいう。</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>(簡易専用水道以外の貯水槽水道の<u>管理等</u>)</p> <p>第23条 条例第40条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の<u>管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる管理基準に従い、管理すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、<u>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。</u></u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ <u>供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</u></p> <p>(2) <u>前号の規定による管理に関し、1年以内ごと</u></p>



染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の検査）

第24条 条例第40条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理の状況に関する検査は、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による検査とし、毎年1回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成15年厚生労働省告示第262号）に準じるものとする。

様式第8号（第11条関係）

給水開始申込書

[略]

（宛先）さいたま市水道事業管理者

[略]

[略]

注

に1回、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けること。

様式第8号（第11条関係）

給水開始申込書

[略]

（あて先）さいたま市水道事業管理者

[略]

[略]

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第23条及び第24条の改正 公布の日

(2) 第22条及び様式第8号の改正 令和2年4月1日

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前のさいたま市給水条例施行規程の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。